

令和7年度献血功労者表彰受賞者の功績概略

【厚生労働大臣表彰状】

●須崎ライオンズクラブ（須崎市新町2丁目3-26 2階）

- ・献血運動参加年数：31年
- ・平成6年から献血活動に取り組んでおり、献血実施に際して積極的な広報活動を展開し、400ml献血者の確保や若年層献血者の確保に尽力している。
- ・須崎市内で献血を実施する際（月1回程度の頻度）には、年間で約450名の会員が献血に協力するとともに受付の手伝い（呼び込み等）を行うなど、県内の輸血用血液確保に大きく貢献している。
- ・受賞歴：県知事感謝状(平成15年)
厚生労働大臣感謝状(平成22年)

【厚生労働大臣感謝状】

●高知市神田事業主協会(高知市神田2085-16)

- ・献血運動参加年数：23年
- ・平成14年から献血活動に参加しており、毎年2回、協会の量販店において献血バスを受け入れており、会員はもとより関係者へも献血の協力を積極的に呼びかける等、地域と一体になった献血推進活動を実施し県内の輸血用血液確保に大きく貢献している。
- ・受賞歴：県知事感謝状(平成18年)

【高知県知事感謝状】

●有限会社 竹村総合建設(四万十市西土佐江川崎1958)

- ・献血運動参加年数：5年
- ・令和2年から献血活動に参加しており、年に1回、献血バスを受け入れるとともに、社内だけでなく取引先関係者に対する献血の積極的な呼びかけや、献血協力者へ記念品を提供いただく等、献血協力者の確保に尽力している。

●須崎市赤十字奉仕団（須崎市山手町1番7号（須崎市福祉事務所内））

- ・献血運動参加年数：15年
- ・平成22年から須崎市内の献血会場においてボランティアとして参加し、会場の準備や献血協力の呼びかけ、お礼品の手渡し等の積極的な献血活動により、献血思想の普及啓発に大きく貢献している。

表彰の概要（選考基準等）

○厚生労働大臣表彰状

- ・推 薦：各市町村及び血液センターから推薦のあった中から適当と考えられる者を県から厚生労働省に推薦
- ・選考基準：厚生労働省の定める選考基準による。
原則として過去に献血運動に関し、厚生労働大臣感謝状を受けたことがある団体又は人であること。
 - ア. 通算 20 年以上、献血に協力している団体。
 - イ. 献血思想普及のための広報活動を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。
ただし、その期間が、団体については通算 20 年以上、個人については通算 30 年以上で年齢 50 歳以上とする。

・今回の受賞者は、アに該当

○厚生労働大臣感謝状

- ・推 薦：各市町村及び血液センターから推薦のあった中から適当と考えられる者を県から厚生労働省に推薦
- ・選考基準：厚生労働省の定める選考基準による。
 - ア. 通算 10 年以上、献血に協力している団体。
 - イ. 献血思想普及のための広報活動を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。
ただし、その期間が、団体については通算 10 年以上、個人については通算 20 年以上であること。
 - ウ. 献血受入れ施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。
ただし、原則褒章条例による紺綬褒章を受賞したものは除く。
 - エ. 献血事業に関連又は従事する都道府県、市町村職員若しくは日本赤十字社職員であって、当該業務の遂行上特に顕著な功績があり、他の模範とするに足ると認められる者。

・今回の受賞者は、アに該当

○高知県知事感謝状

- ・選 考：各市町村及び血液センターから推薦のあった中から選考する
- ・選考基準：次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。
 - ア. 通算 5 年以上、献血に協力している団体。
 - イ. 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、特に成分献血、400mL 献血の推進に多大の功績が認められる団体又は個人。
ただし、その期間が、団体については通算 5 年以上、個人については通算 10 年以上であること。

・今回の受賞者は、ア（有限会社 竹村総合建設）・イ（須崎市赤十字奉仕団）に該当